

霧島市立医師会医療センター経営改善等支援業務仕様書

1 業務名

霧島市立医師会医療センター経営改善等支援業務

2 目的

霧島市立医師会医療センター（以下、「医療センター」という。）は、国立病院の再編に伴い、平成 12 年 7 月に旧隼人町が国から譲り受け、管理運営を公益社団法人始良地区医師会に委託する公設民営型病院として発足し、平成 18 年度からは指定管理者制度導入により、病院の管理運営を引き続き公益社団法人始良地区医師会が行っている。鹿児島県本土中央の霧島市、始良市、湧水町、伊佐市からなる人口約 23 万人の始良・伊佐二次保健医療圏の地域医療支援病院で、最新の画像診断装置や手術室を備えた急性期医療を提供するだけでなく、当医療圏に不足する高度急性期病床、回復期病床を有している。また、公的病院の使命として救急医療や小児医療にも積極的に取り組み、地域住民の幅広い要望に応えている。一方、地域医療を守るため、不採算医療を担う公立病院を取り巻く環境は、大変厳しい状況であり、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大による患者数の減少や物価高騰などの影響を受け、収益が悪化していることから、今後の方向性を再確認し、経営基盤強化に向けた取組を実施する必要がある。以上のことを踏まえ、専門的な知識及び実績に基づいた経営に係る短期・中長期的な戦略及び施策を立案し経営改善等について支援を行うことを目的とする。

3 契約履行期限

令和 7 年 7 月 31 日まで

4 履行場所

鹿児島県霧島市隼人町松永 3 3 2 0 番地 霧島市立医師会医療センター
原則として、月に 1～2 回程度霧島市及び医療センターと打合せし、必要な支援を行うこととする。一部の会議においてはオンライン会議の併用を認める。

5 契約金の支払い

業務完了後一括払い

6 委託業務

委託内容は以下のとおりとする。なお、業務の遂行にあたっては各委託内容の現場対応・納品物等の一貫性や精度を担保するため、原則として主担当者が各委託内容

に参与し、全体の一貫性や精度を高めること。また、委託内容については受託者の提案又は霧島市及び医療センターとの合意の上、調整可能とする。

(1) あるべき姿の検討

医療センターの医療実態を捉えたうえで、今後の医療・介護需要の変化や周辺医療機関等の変化を踏まえ、あるべき姿の方向性を霧島市及び医療センターと検討すること。

(ア) 定量分析の実施

- ・ 自院分析
- ・ 市場環境分析

(イ) 定性分析の実施

- ・ 院内ヒアリング
- ・ 院外ヒアリング

(ウ) あるべき姿検討の支援

- ・ 定量・定性分析の結果を取りまとめたうえで、医療センターのあるべき姿に関する検討を支援すること

(2) 経営改善支援

あるべき姿を踏まえ、経営改善の具体策を検討すること

(ア) 施策の検討

- ・ 経営改善に向けた具体施策、優先順位付けを提案すること
- ・ 施策については定量的に判断可能とする簡易シミュレーションを実施
- ・ 実施施策については霧島市及び医療センターとの協議において決定すること

(イ) 計画の策定

- ・ 実施施策について取り組むためのロードマップおよび直近の実施事項を整理すること

(3) 独自提案の実施

上記、「6 委託業務(1)及び(2)」で示す項目以外で、医療センターの経営改善に向けて必要かつ実施可能と考えられる取組事項があれば提案すること

7 納品物の提出

委託業務(1)(2)の結果を納品物として、電子データ(PDF形式)1式を提出すること(提出方法はメール添付等、霧島市担当者と協議すること)。

8 受託者の要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 受託者は、統括責任者、主担当者、担当者を選定し、業務開始前に書面にて提出できること。
- (2) 本業務に従事する者（統括責任者及び主担当者）は、医療センター同規模程度以上の他公立病院における経営改善業務および自治体における地域医療の検討等に関する実績を有すること。
- (3) 受託者は、病院職員（事務部門だけでなく、医師や看護師、他医療従事者等）との相互理解を目的として、医療職（医師もしくは看護師）をチームメンバーもしくはアドバイザーとして配置すること。
- (4) 受託者は、企業および個人において反社会的組織と一切の関与がないこと。

9 その他

その他、次の事項を遵守すること。

- (1) 成果物及び作成途中の資料については、途中の成果物も含め著作権、著作権の全ての権利について霧島市に帰属する。また、霧島市の許可なく使用、又は掲載してはならない。
- (2) 受託者は、本業務に関連して入手した資料と業務上知り得た情報について、本業務の実施中及び終了後においても機密保持のため十分な体制・設備により適切に管理し、漏えいや紛失を防止すること。また、本業務目的以外に利用しないこと。
- (3) 本業務を履行するにあたって、情報漏洩等の事故が発生した場合には速やかに霧島市及び医療センターに報告すること。
- (4) 受託者は、本業務の主担当者に不測の事態が生じ受託業務に支障が生る恐れのあるときは、霧島市及び医療センターと協議の上、速やかに代替者を配置すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項、または仕様について疑義が生じた場合は、霧島市、受託者双方が協議して決定するものとする。